

自治基本条例 他市町村比較表 参加と協働

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	春日部市(埼玉県)
参加の推進	<p>第5章 参加</p> <p>(参加の促進) 第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。</p> <p>(参加の方法) 第19条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。</p>		<p>第2章 町民 第2節 町民参加</p> <p>(町民参加) 第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとする。</p> <p>3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによる不利益な扱いを受けるものではありません。</p> <p>第5節 意見交流</p> <p>(町民との意見交流) 第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特色を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。</p>	<p>第6章 参加及び協働 第1節 参加</p> <p>(参加の推進) 第23条 町は、町民が町政に参加できる多様な機会を提供し、参加の推進に努めなければならない。</p>	<p>第5章 市民参加等 第2節 市民参加</p> <p>(市民参加) 第24条 議会及び執行機関は、市民が市政に参加できるよう多様な参加の機会を提供します。</p> <p>(市民参加のための学習支援) 第26条 執行機関は、市民が市政への関心を高め、理解を深められるよう学習の機会を設けます。</p>
意見の公募		<p>第6章 村政運営</p> <p>(村民意見の公募) 第24条 村は、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、村民の意見を求めます。</p> <p>2 村は、村民から提出された意見を尊重し、必要に応じて案の改定を行い、その結果を公表します。</p>	<p>第2章 町民 第2節 町民参加</p> <p>(町民意見の公募) 第9条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、その政策、計画等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表するものとします。ただし、緊急性を要するものについては、この限りではありません。</p>	<p>第6章 参加及び協働 第1節 参加</p> <p>(パブリックコメント手続) 第24条 執行機関は、重要な条例の制定又は改廃及び計画の策定又は改定等に当たっては、事前にその案を公表して町民から意見を募るパブリックコメント手続を実施しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、パブリックコメント手続によって提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を町民に公表しなければならない。</p> <p>3 前2項に関して必要な事項については、別に定める。</p>	
附属機関への参加	<p>第5章 参加</p> <p>(附属機関への参加) 第21条 執行機関は、市民の意見を市政に反映させるため、審査会、審議会、調査会その他の附属機関の構成員には、原則として、公募の市民を加えるものとする。</p>	<p>第6章 村政運営</p> <p>(委員会等の委員の委嘱等) 第25条 村は、委員会等の委員として委嘱等をしようとするときは、原則として公募の委員を加え、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮し、村民の多様な意見を反映します。</p>		<p>第6章 参加及び協働 第1節 参加</p> <p>(附属機関等の委員の選任) 第26条 執行機関は、附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の委員を選任する場合は、特に法令等に定めのあるときを除き、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 附属機関等の委員の選任に関し、委員の在任期間、重複委嘱の基準等、必要な事項については、別に定める。</p>	
意見への対応	<p>第5章 参加</p> <p>(意見への対応) 第20条 執行機関は、市民の参加によって市民から提出された意見について、当該意見に対する市の考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>			<p>第6章 参加及び協働 第1節 参加</p> <p>(意見、要望、苦情等への対応) 第25条 執行機関は、町政について町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町民の権利利益を保護するために、町民の町政に対する不服等の申出について、迅速かつ適正に処理及び救済を図るための措置を講ずるものとする。</p>	<p>第5章 市民参加等 第2節 市民参加</p> <p>(意見の取扱い) 第25条 議会及び執行機関は、市民参加によって市民から提出された意見について、それぞれの考え方及び市政への反映状況について、市民に分かりやすく公表します。</p>

自治基本条例 他市町村比較表 参加と協働

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	春日部市(埼玉県)
住民投票	<p>第5章 参加</p> <p>(住民投票) 第22条 市長は、市政の重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定める。</p> <p>3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>第7章 住民投票</p> <p>(住民投票) 第29条 村長は、村政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、村議会の議決を経て住民投票を実施することができます。</p> <p>2 村は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>3 住民投票を行うときは、その都度投票できる人、投票結果の取り扱いなどを規定した条例を別に定めます。</p> <p>(住民投票の発議・請求) 第30条 住民のうち選挙権がある人は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条の規定により、住民投票を規定した条例の制定を村長に請求することができます。</p> <p>2 村議会議員は、法第112条の規定により、住民投票を規定した条例を発議することができます。</p>	<p>第6章 住民投票</p> <p>(住民投票の実施と取扱い) 第30条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p> <p>3 町長は、住民投票を実施するときは、その結果の取扱いを事前に明らかにします。</p>	<p>第6章 参加及び協働</p> <p>第1節 参加</p> <p>(住民投票) 第27条 町長は、町政に関して特に重要な案件が生じた場合、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 町は、前項の規定に基づき実施した住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>3 住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、事案ごとに別に条例で定める。</p>	<p>第5章 市民参加等</p> <p>第4節 住民投票</p> <p>第28条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく直接請求に準じ、その代表者から市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めます。</p> <p>4 執行機関は、住民投票の実施に当たって、その参加者が適切な判断を行えるよう、十分な情報提供を行うよう努めます。</p> <p>5 議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。</p>
協働の推進		<p>第6章 村政運営</p> <p>(協働して行う村政運営) 第22条 村は、村政に関する計画や政策の着想段階から村民の参画を促進し、村民と協働して村政運営を行います。</p> <p>2 村は、村民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係を構築します。</p>	<p>第5章 まちづくり</p> <p>第2節 暮らし</p> <p>(町民の活動との連携) 第20条 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。</p>	<p>第6章 参加及び協働</p> <p>第2節 協働</p> <p>(協働の推進) 第28条 町は、町民との協働の推進に当たり、町民の自主性及び自律性を損なわないよう配慮しつつ、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>第5章 市民参加等</p> <p>第3節 協働</p> <p>第27条 市民、議会及び執行機関は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、それぞれの自発的な意思と合意に基づいて協働します。</p> <p>2 市民、議会及び執行機関は、協働に当たって、企画立案の段階から十分な協議を行います。</p> <p>3 執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、市民及びコミュニティ組織の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対する支援を行います。</p>
自治会等・コミュニティ	<p>第2章 まちづくりの基本理念</p> <p>第3節 地域コミュニティ</p> <p>(地域コミュニティの役割) 第8条 地域コミュニティは、地域に関わる多様な主体と連携及び協力を図り、地域の特性をいかした様々な活動を通じて、安心で安全な住みよい地域社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(地域コミュニティ活動の推進) 第9条 市民は、地域コミュニティを守り育てるとともに、その活動に対する理解を深め、自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(地域コミュニティへの支援) 第10条 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第3章 地域自治</p> <p>(村民組織の尊重) 第9条 村民は、村民組織がまちづくりを推進する主要な担い手であることを認識し、村民組織を尊重し、守り育てるものとします。</p> <p>2 村は、村民組織の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行います。</p> <p>(自治会活動の推進) 第11条 住民は、地域社会の一員として、自治会の役割について理解するとともに、積極的に自治会に加入し、可能な分野で持てる能力を発揮することができるものとします。</p> <p>2 自治会は、住民への加入促進に向け、村と協働して必要な環境づくりに努めます。</p> <p>3 村は、自治会の主体性及び自主性を尊重し、自治会活動に対して、必要な支援を行います。</p>	<p>第2章 町民</p> <p>第2節 町民参加</p> <p>(町民活動) 第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。</p> <p>2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。</p> <p>第5章 まちづくり</p> <p>第2節 暮らし</p> <p>(コミュニティの推進) 第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。</p> <p>2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。</p> <p>3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。</p>	<p>第6章 参加及び協働</p> <p>第2節 協働</p> <p>(自治会・町内会等の活動の支援) 第29条 町は、自主的に設置・運営され、地域に密着した活動を展開している自治会・町内会等を、地域におけるまちづくりの担い手として位置付け、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p> <p>(公益的活動の支援) 第30条 町は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする町民活動団体を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>第2章 市民</p> <p>第2節 コミュニティ組織</p> <p>(コミュニティ組織の役割と責務) 第7条 コミュニティ組織は、自らの発言と行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を行います。</p> <p>2 コミュニティ組織は、暮らしやすいまちを築いていけるよう、地域で見守り、支えあう活動を行うよう努めます。</p> <p>3 コミュニティ組織は、地域や市民生活における課題の解決に向けた活動を行うよう努めます。</p> <p>4 コミュニティ組織は、地域や市民生活における課題の解決に向けて、必要に応じて、相互の連携並びに議会及び執行機関との連携を図ります。</p> <p>(コミュニティ組織の尊重) 第8条 市民、議会及び執行機関は、共に考え、共に協力し、共に行動するコミュニティ組織の自主的かつ自立的な活動を尊重します。</p>